

「邑楽町第七次総合計画・第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略・第六次邑楽町行政改革大綱」策定業務委託仕様書

1. 業務の目的

第六次総合計画（現総合計画）が、令和7年度に目標年次を迎えることから令和8年度以降の邑楽町のまちづくりの指針となる邑楽町第七次総合計画（新総合計画）を策定することを目的とする。

策定にあたっては、少子高齢化による人口減少、デジタル社会への進展、経済情勢の変動など地域社会の変化に柔軟に対応するとともに、持続可能な開発目標「SDGs」の視点などを加味しながら、中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせた総合計画（基本構想・前期計画）とするとともに「邑楽町第七次総合計画」に定めた施策を「第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第六次邑楽町行政改革大綱」に展開する3計画を一体化した、本町の最重要計画を策定する。

2. 策定期間

令和6年度及び令和7年度において策定する。（令和7年12月定例議会での議決を目指して策定し、令和8年度から新総合計画に基づいた事業推進を図る。）

3. 業務委託期間

令和6年度及び令和7年度の単年度契約とする。

4. 計画の構成と期間

計画の構成は「基本構想」「基本計画」とし、それぞれの期間は以下のとおりとする。

（1）基本構想

邑楽町の目指す将来像と政策の大綱を定める。計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

（2）基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向けた政策に基づき、具体的な施策・事業を体系化した、総合的かつ計画的な運営指針を定める。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年を前期基本計画、令和13年度からの17年度までの5年を後期基本計画とする。（後期基本計画については、前期基本計画の見直しとし5年後に行う。）

5. 業務内容

委託業務は、「邑楽町第七次総合計画」の策定に必要と思われる下記の事項とする。但し、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画立案により調整する場合がある。

【令和6年度業務】

(1) 業務計画

契約締結の日から令和7年3月31日（月）とする。

(2) 現況調査

統計資料及び町からの提供資料等をもとに、邑楽町の現況、地域特性、町を取り巻く社会情勢等の基本情報の更新及び時点修正する。

- ・沿革、自然的条件、広域的条件、地理的条件、社会的条件、町政運営の整理等
- ・近年のまちづくりに関する情勢（環境、デジタル化、危機管理等）の整理等

(3) 現行計画の評価

現行の「邑楽町第六次総合計画」「第2期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第五次邑楽町行政改革大綱」の各種施策について、現時点での評価を行い継続の必要性を検討する。

受注者は、施策評価シート（ローリング結果資料）を基に、町が設置する策定委員会及び専門部会に対し調査を行い、集計整理を行うものとする。また、策定委員会及び専門部会の事務支援を行うものとする。

(4) 住民アンケート調査

本町のまちづくりに関する住民意識を把握するためのアンケート調査を実施する。アンケート内容は過去の町民アンケート調査の項目も加え経年比較も調査するほか、国が定める「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた本町の実情に沿う内容を含め、施策検討をするためのデータを整理する。アンケートの回収方法については、紙媒体と電子媒体による2つの方法により行う。なお、電子媒体については町が集約を行い、分析については、紙媒体と電子媒体を合わせて受注者が行う。

また、幅広い世代からの意見を集約するために、町内の中学3年生を対象としたアンケート調査を紙媒体または電子媒体で実施する（218名）。集約については町が行い、分析については受注者が行う。

- ・調査票の設計・編集、集計、分析（対象者数 2,000名）
- ・アンケート調査に必要となる費用（アンケート作成費、封筒等の消耗品費、印刷費、通信費）は委託料の中に含むものとする。ただし、発送先データ作成及びラベル作成については、町が負担する。

(5) 課題の抽出

現行計画の評価結果、住民アンケート調査結果、現況整理結果に基づき、邑楽町に

おけるまちづくりの課題を整理する。

- ・土地利用、都市基盤、生活環境、教育文化、医療福祉、産業経済、地域社会等

(6) 地域座談会の運営支援

本町の課題解決に向けた方針を定めるために、町内各地区における地域座談会開催の運営支援を行う。(資料作成、運営支援、記録作成)

- ・座談会回数：3回（3会場）

(7) 人口ビジョン

基本構想におけるまちづくりの目標の基礎となる将来人口を推計する。なお、推計値の算出には、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所のほか、町が提供するデータを基に算出する。

(8) 基本構想検討原案の作成支援

以下の項目に対する検討及び設定の支援を行う。

- ① まちづくりの将来像と基本理念の設定
- ② まちづくりの目標の設定
- ③ 基本構想案の策定

(9) 会議の運営支援

策定委員会、専門部会及び審議会との連携を図るため、会議運営を支援する。(資料作成、運営支援、記録作成)

- ・策定委員会2回程度、専門部会（4部会×3回程度）

(10) 報告書のとりまとめ

令和6年度業務について、報告書としてとりまとめる。

- ・成果品3部 データー式

(11) その他

この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

【令和7年度業務】

(1) 基本計画原案の策定支援

基本構想原案を踏まえ、令和8年度から令和12年度の前期基本計画の原案作成を支援する。

- ・土地利用、都市基盤、生活環境、教育文化、医療福祉、産業経済、地域社会等

(2) 基本計画素案の策定支援

基本構想・基本計画原案について、庁内各課の意見を聴取し、計画素案としてのとりまとめを支援する。

(3) パブリックコメント実施支援

計画素案について、住民意見を把握するためにパブリックコメントの実施を支援する。

(4) 会議運営支援

計画素案作成までの審議会、策定委員会等の運営を支援する。(資料作成、運営支援、記録作成)

- ・審議会3回程度、策定委員会3回程度

(5) 報告書のとりまとめ

総合計画の令和6年度、令和7年度の策定支援の成果を報告書としてとりまとめる。

(6) その他

- ① 総合計画の進行管理方策の検討
- ② 施策評価システムの検討

(7) 成果品

- ① 総合計画書：150部
A4、表紙カラー、本文白黒・一部2色、150頁程度
- ② 総合計画書概要版：2,000部
A4、オールカラー、12頁程度
- ③ 電子データ：CD-ROM
総合計画書、総合計画書概要版、各種調査データ等